

平成30年度 労働衛生行政のあらまし

◇ 化学物質による健康障害防止対策・メンタルヘルス対策・治療と職業生活の両立支援対策を中心に ◇

神奈川県労働局 (平30・4・23)

第1 神奈川県下における労働衛生の現状

職業性疾病の発生件数は長期的には減少傾向にあります。熱中症や化学物質との接触による災害、一酸化炭素・硫化水素中毒による災害はなお発生しています。また、平成24年の印刷会社における胆管がん発症問題以降、有機溶剤等をはじめとする化学物質の安全データシート(SDS)交付・入手と内容の周知、化学物質・リスクアセスメントの実施等による管理の徹底が強く求められています。

「平成28年労働安全衛生調査」(厚生労働省)によると、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスと感じる労働者はなお半数を超えており、精神障害の労災請求・支給決定件数も増加傾向にある中、ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策の強化が重要になっています。また近年は、診断・医療技術の進歩によって、仕事を続け又は休職しながらがんの治療を行う人の数(全国)が33万人に上っていますが、がんのみならず、様々な傷害・疾病を抱える労働者に対する治療と職業生活の両立支援対策の充実も重要になっています。

さらに、一般定期健康診断の有所見率は依然として5割を超えており、有所見者に対する健康診断の事後措置の徹底も引き続き重要な課題です。

1 脳・心臓疾患及び精神障害等の労災補償状況(図1・2)

平成28年度の脳・心臓疾患の労災請求件数は49件(前年度比 △26件)と大幅に減少し、支給決定件数は18件(前年度比 △1件)、また精神障害等の請求件数は、140件(前年度比 +22件)、支給決定件数42件(前年度比 +4件)となっており、高止まりの状況が続いています。(平成29年度の労災補償状況は平成30年7月頃に公表予定)

図1 脳・心臓疾患の労災補償状況

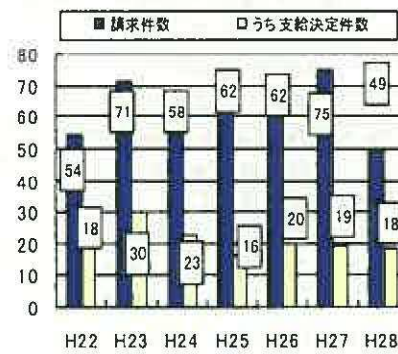
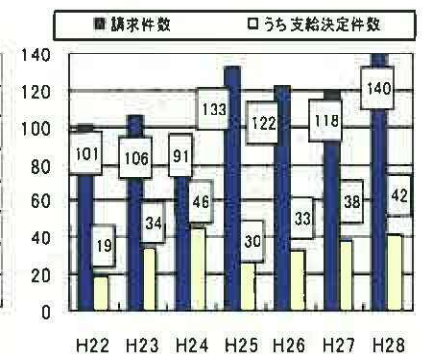


図2 精神障害等の労災補償状況



2 職業性疾病の発生状況(図3・4)

(1) 平成29年の職業性疾病による死亡災害は、長時間・過重労働に起因した脳・心臓疾患による死亡者3名で、直近7年間(平22~29)の死亡者・計46名の内、脳・心臓疾患による死亡者は30名(65%)に及んでいます。

(2) 平成29年の職業性疾病による休業4日以上の死傷者は554名、そのうち腰痛が全体の78.3%(434件)を占めています。業種別に見ると保健衛生業(146件)、商業・金融・広告業(81件)、運輸交通業(83件)で多発しており、これら3業種で全腰痛件数の71.4%を占めています。(本項の職業性疾病統計の数値は平成30年4月10日現在のもので、最終的な数値の確定は平成30年5月中旬になります。)

図3 職業性疾病発生状況

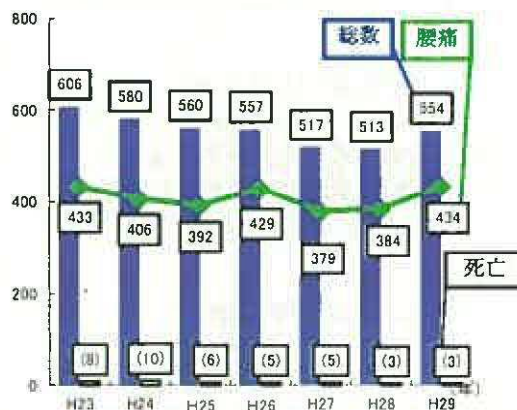


図4 職業性疾病による死亡災害(平22~平29)

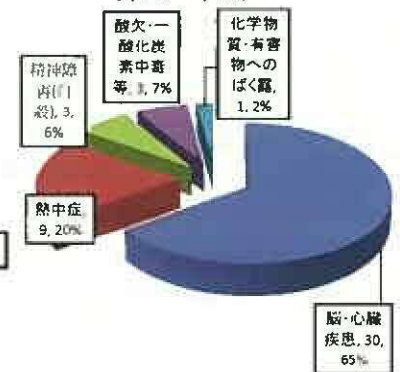
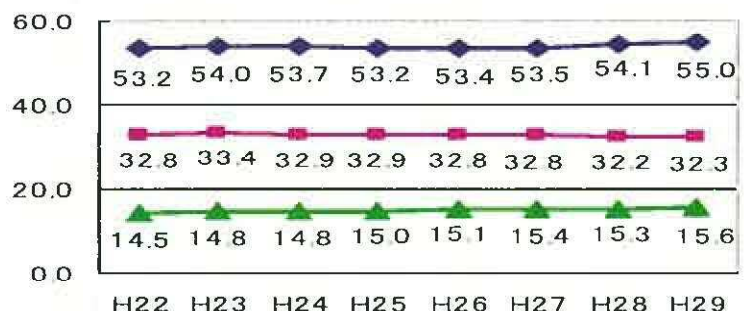


図5 定期健康診断の有所見率の推移



3 健康診断結果(図5)

平成29年の一般定期健康診断の有所見率は54.99%(全国平均:54.08%)で、健診項目別では、血中脂質検査(32.29%)、肝機能(15.40%)、血圧(15.65%)で高い有所見率が認められます。

第2 平成30年度労働衛生行政の重点

- | | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|
| 1 化学物質による健康障害防止対策 | 2 職場におけるメンタルヘルス対策 | 3 過重労働による健康障害防止対策 |
| 4 治療と職業生活の両立支援対策 | 5 石綿による健康障害防止対策 | 6 その他職業性疾病防止対策 |
| 7 職場における受動喫煙防止対策 | 8 健康づくり対策 | |

1 化学物質による健康障害防止対策

改正・労働安全衛生法(平28・6・1～)によって、安全データシート(SDS)の交付義務対象である640物質全てに関する危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント:RA)の実施が義務化されました。さらに平成29年3月1日からSDS交付・RA対象物質に27物質が追加され、今後も対象物質の追加が予定されています。

(1) 化学物質の製造・取扱い事業場に対し、化学物質の表示・文書交付制度(SDS)の周知と労働安全衛生法第57条の3第3項に基づく「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」(※1)をふまえたRA(※2)の実施の促進を図ります。

※1 <https://www.jaish.gr.jp/enzen/hor/hombun/hor1-56/hor1-56-41-1-0.htm>

※2 化学物質RAの手法(コントロールバンディングほか)について

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeniseibu/0000099625.pdf>

(2) がん原性指針上の対象物質の有害性に関する認識向上に向けて一層の周知を図ります。

(3) 芳香族アミンのオルト-トルイジン、3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MOCA)、三酸化ニアンチモン等、新たな危険・有害性が認められた化学物質の管理強化、経皮吸収による障害のおそれがある一部の特定第1・2類物質に関する化学防護保護具等の使用徹底など、法令等の改正の十分な周知と指導の徹底を図ります。

2 ストレスチェック制度をはじめとしたメンタルヘルス対策

平成27年12月1日から50人以上の労働者を常時使用する事業場での実施が義務化されたストレスチェック制度(※3)の円滑な運用を一層促進していきます。また、「過労死等ゼロ」緊急対策(※4)を踏まえ、精神障害等の労災支給決定を行った事業場やその本社等に対し、メンタルヘルス対策をはじめとする総合的な労働衛生管理対策確立に向けた指導を強めていきます。

※3 <http://kokoro.mhlw.go.jp/etc/kaiseianeihou.html>

※4 <http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11201000-Roudoukijunkyoku-Soumuka/0000147158.pdf>

(1) ストレスチェックを実施していない事業場や結果等報告(※5)未提出の事業場に対する指導を強化します。

※5 http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/dl/24_01.pdf

(2) ストレスチェック制度の導入や事業場内の体制づくりの支援については、神奈川産業保健総合支援センター(後記 第5参照)の活用を、また50人未満の小規模事業場でのメンタルヘルスを含む労働者の健康管理に関する相談等については、地域産業保健センターの活用を奨励します。そのほか、ポータルサイト「こころの耳」(※6 厚生労働省委託事業)の活用について周知を図ります。

※6 <http://kokoro.mhlw.go.jp/>

(3) 「心の健康づくり計画」の策定など、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(※7)に基づく取組について助言・指導を行います。

※7 <http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/kouji/K151130K0020.pdf>

3 過重労働による健康障害防止対策

過労死等防止対策推進法(平26・11・1～)、「過労死等ゼロ」緊急対策を踏まえ、9月の職場の健康診断実施強化月間、全国労働衛生週間・準備月間や10月の本週間、11月の過労死等防止啓発月間等、様々な機会を活用して、健康診断結果を踏まえた事後措置、長時間労働者に対する医師による面接指導や事後措置等の実施の徹底を図ります。また小規模事業場での医師による面接指導の実施については、地域産業保健センター(後記 第5参照)の利用奨励を図ります。

4 治療と職業生活の両立支援対策

「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」(平28・2月公表、がんに加え、脳卒中・肝疾患に関する留意事項が平29・3月に追加された)(※8)の周知を図ると共に、ハローワークや自治体など、関係機関・団体の連携を一層進め、神奈川産業保健総合支援センターほか関係機関・団体による支援のしくみの活用を促進します。

※8 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>

5 石綿による健康障害防止対策

(1) 石綿による健康被害を防止するため、石綿が使用されている建築物等の解体等の作業や建築物に吹き付けられた石綿の損傷等による労働者のばく露防止対策を重点に石綿障害予防規則等に基づく措置の徹底を図ると共に、製造等の全面禁止について徹底を図ります。

(2) 平成26年6月1日に施行された改正後の「石綿障害予防規則」及び「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」(※9)、さらに同指針に基づく「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」(平成29年3月・改訂)(※10)の周知徹底を図ります。

※9 <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeniseibu/0000093992.pdf>

※10 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/jigyosyujikou/index.html

(3) 地方自治体をはじめとする関係行政機関との連携を強化し、再生砕石等への石綿含有廃棄物の混入防止の徹底を図ります。

6 その他職業性疾病防止対策

(1) 粉じん障害防止対策では、平成30年度を初年度とする「第9次粉じん障害防止総合対策」及び「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」(※11)に基づき、神奈川県内で新規にじん肺管理区分が2以上で決定される割合の高いアーク溶接作業、金属等の研み作業などの業務を重点対象として、呼吸用保護具の適正な着用等、粉じんへのばく露防止対策の徹底を図ります。

※11 <https://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-41/hor1-41-20-1-2.html>

(2) 死亡災害に直結する「熱中症」、「一酸化炭素中毒」及び「酸素欠乏症等」の防止対策の徹底を図ります。特に熱中症は、措置が遅れると重篤な結果を招くおそれがあることから、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」(※12)期間(平成30年5月～9月 準備期間:4月・重点取組期間:7月)早期警戒及び適切な作業計画による予防対策、労働者の健康管理等の徹底を推進します。また新たに制定されたJIS規格による電子式WBGT指数(暑さ指数)計の普及促進を図りながら、WBGT値の活用による作業環境管理対策を促進していきます。

※12 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000156477.html>

(3) 職場における腰痛予防対策については、社会福祉施設等を主対象に「腰痛予防対策指針」(※13 平成25年6月改正)に基づき、業務の実態を踏まえた効果的な対策を講じるよう指導を進めます。

※13 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/youtsuushishin.html>

7 職場における受動喫煙防止対策

職場における受動喫煙防止対策の必要性について事業者に対し周知を図ると共に、「受動喫煙防止対策助成金制度」(※14 受動喫煙防止のため喫煙室等を設置しようとする全ての業種の中小企業事業主が対象。助成額:費用の1/2(上限100万円))の周知と活用を勧奨します。また、工事着工前に申請書等関係書類を神奈川労働局(健康課)へ提出して予め交付決定を受ける必要があることから、引き続き申請手続きの周知を図ります。

※14 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>

8 健康づくり及び快適職場づくり

(1) 健康診断実施後の有所見者に対する医師からの意見聴取や医師の意見をふまえた就業上の措置 等の事後措置・実施が非常に低調であることから、「職場の健康診断実施強化月間」(9月)の期間にとどまらず、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」(※15)に基づく事業者の取組の徹底を図っていきます。

※15 <https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-19/hor1-19-1-1-0.htm>

(2) 「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」(※16)、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(※17)に基づく職場環境の改善・快適化や心身両面の健康づくり(THP)の一層の促進を図ります。

※16 <https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-21/hor1-21-1-1-0.htm>

※17 <https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-20/hor1-20-1-1-0.htm>

第3 直近に施行された労働衛生関係法令等の改正等について

1 定期健康診断等の診断項目の取扱が一部変更(平30・4・1施行)

血中脂質検査について → LDLコレステロールの評価方法が示されました。
血糖検査について → 空腹時又は随時血糖の検査を必須とし、HbA1cのみの検査は認められません。
尿検査等について → 医師が必要と認めた場合には、「血清クレアチニン検査」の追加が望まれます。(平29・8・4基発0804第4号)。

2 産業医の職務ほかに関する関係規則等の改正(平29・6・1施行)

① 事業者が産業医に衛生管理者の職場巡視結果等を提供し、事業者の同意がある場合は、産業医による作業場等の巡視頻度を2月に1回とすること、② 一般健康診断や各種健康診断の結果に基づく医師・歯科医師(「医師等」)の意見聴取に当たり、医師等から求めがあったとき、事業者は労働者の業務に関する情報を医師等に提供すること、③ 時間外労働時間数の算定を行った際、事業者は時間外労働時間数が100時間/月を超えた労働者の氏名や労働時間に関する情報を産業医に提供すること 等の改正・労働安全衛生規則等(健康障害防止に関する特別規則を含む)が施行されました。

3 法人代表者等が自らの事業場の産業医を兼任することを禁止(平29・4・1 施行)

企業の代表取締役、医療法人の理事長、病院の院長等が産業医を兼務している実例が認められますが、労働者の健康管理よりも事業経営上の利益が優先され、産業医としての職務が適切に遂行されないおそれがあることから、法人の代表者もしくは事業を営む個人(事業場の運営に利害関係がない者を除く)、事業場でその事業の実施を統括する者を産業医として選任してはならないことを定めた改正労働安全衛生規則が施行されました。

4 3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MOCA)等(特定第2類物質・特別管理物質)の特殊健康診断項目の改正(平29・4・1施行)

3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MOCA)等の取扱業務に関する特殊健康診断の項目に、膀胱がん等の尿路系腫瘍に関する項目が追加されました。

5 新たに27物質を労働安全衛生法施行令別表第9に追加(平29・3・1 施行)

粉状のアルミニウムやエチレンジオキソプロピルエーテルアセテートなど、新たに一定の有害性が認められた27物質がSDSの交付、物質の名称表示、リスクアセスメント実施等の対象として追加されました(平28・3・29基発0329第4号)。

6 一部の特定第1・2類物質について経皮吸収防止対策を強化(平29・1・1施行)

皮膚接触等による健康障害のおそれがある一部の特定第1・2類物質について、シャワー等の洗浄設備の設置と使用、不浸透性保護衣等の使用が新たに義務付けられました(平29・1・12基発0112第6号「化学防護手袋の選択、使用等について」)。

第4 神奈川県労働局の第13次労働災害防止推進計画における目標

神奈川県労働局HPに掲載

http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/saiboukeikaku.html

1 計画の期間

2018年4月～2022年3月までの5年間

2 計画の全体目標

- 2022年までに、神奈川県内の労働災害による死亡者数を15%以上減少(平成29年比)
- 2022年までに、神奈川県内の労働災害による死傷者数を5%以上減少(同上)

3 重点とする健康確保・職業性疾病対策

(1) メンタルヘルス対策(2017年末の集団分析を実施した事業場の割合:78.7%)

【目標】メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上(56.6%:2016全国値)とする。

【目標】ストレスチェック結果に基づき集団分析を実施した、労働者数50人以上の事業場の割合を85%以上(78.7%:2017)とする。

(2) 腰痛予防対策(2017年末の疾病者数状況:434人)

【目標】第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷災害を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。

(3) 熱中症対策(前5か年の死傷者数:124人)

【目標】職場での熱中症による死亡災害を2013年から2017年の5年間と比較して、2018年から2022年までの5年間で5%以上減少させる。

第5 お知らせ

○ 労働安全衛生法の改正(平26・6・25公布)について

改正労働安全衛生法の概要(ストレスチェック制度/化学物質・リスクアセスメントを含む)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/

○ 神奈川県産業保健総合支援センター・地域産業保健センター〔(独)労働者健康安全機構〕を活用しましょう。

これまでの産業保健推進センター事業、メンタルヘルス対策支援事業、及び地域産業保健事業の3つの事業を継承して一元化し、総合的な産業保健活動の支援を行う産業保健活動総合支援事業が平成26年4月1日からスタートしました。産業医、産業看護職、労働衛生コンサルタント、社会保険労務士、産業カウンセラー等の専門家の派遣を含む産業保健関係の専門的な研修や専門的な相談への対応、職場訪問による専門的なアドバイス、メンタルヘルス対策や治療と職業生活の両立支援対策の具体化に向けた助言・指導など、産業保健分野の総合的な支援事業を行っています。神奈川県の拠点:神奈川県産業保健総合支援センター(TEL 045-410-1160)と県下12の労働基準監督署・管内に配置された地域拠点:地域産業保健センターが活動を行っています。

http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/sangyouhoukekkn.html

<http://www.kanagawas.johas.go.jp/>

<http://www.johas.go.jp/>

○ 平成27年7月から「安全衛生優良企業公表制度」申請の受付を開始しました。

安全衛生優良企業公表制度は、労働安全衛生に積極的な取組を行っている企業を認定、企業名を公表し、社会的な認知を高め、より多くの企業に安全衛生の積極的な取組を促進するための制度です。企業も求職者や取引先などへのアピールに活用することができ、求職者も安全・健康な職場で働くことを選択することができる制度です。本事業場を管轄する都道府県労働局長あての申請が必要です。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000075611.html>

http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/120365.html

○ 神奈川県労働局HPをご活用ください。

神奈川県労働局HPには、事業場での取組を進めて頂くための情報を提供し、研修会・セミナーの開催予定等も掲載していますのでご利用ください。

- * 労働安全衛生法等に基づく各種健康診断一覧表や実施機関・団体一覧表

http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/kenkikan.html

- * ストレスチェック制度(実施機関・団体一覧表を含む)

http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/120394.html

- * メンタルヘルス対策「心の健康づくり計画」策定例

http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/kokoro_keikaku_sakuteirei.html

- * 各種健康診断関係統計資料(各年度「労働衛生行政のあらまし」を含む)

http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/eisei_aramasi.html

http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/kensin.html

- * 健康管理手帳制度

http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/tetsuzuki/kenkoukanritecyo.html

- * じん肺管理区分決定申請制度及び様式

http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/tetsuzuki/jinpai02.html

- * 受動喫煙防止対策助成金制度

http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/judokituen.html